

資金繰り、正直、厳しくないですか？

TOPICS

経営革新等認定支援機関を使えば「お得に」資金繰り改善できます

あなたの周りの経営革新等認定支援機関をうまく活用しませんか？

※経営革新等認定支援機関(認定支援機関)＝中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関(税理士、公認会計士、中小企業診断士、商工会議所、民間コンサルタント、金融機関等)

1. 経営者保証(個人保証)を解除したい
→ サポート費の一部を国が負担

経営者保証解除に向けた【早期経営改善計画策定】をすれば、金融機関との経営者保証解除の交渉が円滑に。認定支援機関を活用すれば、【早期経営改善計画】の策定支援に必要な費用の2/3(上限15万円)を国が負担します。

2. 新規(追加)融資を借りたい
→ サポート費の一部を国が負担

財務内容や経営内容が悪化していると、金融機関は追加融資に応じてくれにくいもの。認定支援機関を活用すれば、状況打開に効果を発揮する【早期経営改善計画】の策定支援に必要な費用の2/3(上限15万円)を国が負担します。

3. 既存融資のリスクをしたい
→ サポート費の一部を国が負担

金融機関への返済が苦しく金融機関にリスクを依頼したいとき、【経営改善計画】の策定が必須。認定支援機関を活用して【経営改善計画】を策定する場合、必要な費用の2/3(上限300万円)を国が負担します。

4. 自社に適した補助金を申請したい
→ 一部の補助金は認定支援機関の関与必須

一部の補助金については、認定支援機関の関与が必要です。

5. 負担の少ない融資を受けたい
→ 保証料が安くなる

認定支援機関による事業計画や期中フォローアップ等の経営支援を前提にすることで、保証協会の保証つき融資(経営力強化保証制度)を利用する場合、保証料が減免されます。

6. 「資本とみなされる融資」で経営基盤を強化したい → ハードルが低くなる

資本とみなしてもらえる「新型コロナ対策資本金劣後ローン」利用には「民間金融機関からの協調融資」が必要。認定支援機関の指導で事業計画書を策定すれば、「民間金融機関からの協調融資」ができない場合でも対応可能となります。

<発行・ご相談・お問い合わせ>

経営革新等認定支援機関

株式会社アシスト

姫路市飾磨区上野田2-1 田中ビル2F

<https://assistclub.pro/>

